

第四十八回国会 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録 第六号

昭和四十年四月六日(火曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 中村庸一郎君

理事 宇野 宗佑君

理事 小川 平二君

理事 畑 和君

理事 飯谷 忠男君

理事 鈴木 善幸君

理事 藤田 義光君

理事 堀 昌雄君

出席政府委員

警視總監 日原 正雄君

警察庁長官 長野 士郎君

自治事務官 長野 士郎君

(選挙局長)

委員外の出席者

議員 鈴木 善幸君

議員 山中日露史君

議員 山下 榮二君

議員 星 智孝君

検事 星 智孝君

民事局第二課長

四月三日

公職選挙法の一部を改正する法律案(三木武夫君外十一名提出、衆法第二二二号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

公職選挙法の一部を改正する法律案(三木武夫君外十一名提出、衆法第二二二号)

○中村委員長 これより会議を開きます。

去る三日、本委員会に付託になりました三木武夫君外十一名提出の公職選挙法の一部を改正する

法律案を議題といたします。

公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を

次のように改正する。

目次中「第二十七条(補充選挙人名簿の縦覧)」を

「第二十七条(補充選挙人名簿の縦覧等)」に、「第

百二十二条(補充選挙人名簿の期日、期間等の告

示)」を「第百二十二条(同時選挙の場合の補充選

人名簿)」に改める。

第二十六条第一項中「補充選挙人名簿調製の期

日」を「当該選挙の期日の公示又は告示の日」に、

「登録の申請又は」を「当該選挙の期日の公示又は

告示の日の前日までに」に改め、同条第三項中「補

充選挙人名簿調製の期日」を「当該選挙の期日の公

示又は告示の日」に改め、「達しなくても、」の下に

「当該選挙の期日の公示又は告示の日の前日まで

に」を加え、「申出により」を「申出をしたことによ

り」に改め、同条第四項中「補充選挙人名簿調製の

期日」を「当該選挙の期日の公示又は告示の日の現

在」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 第二項の規定による補充選挙人名簿の登録の

申出をしようとする者は、当該市町村の選挙管

理委員会に対し、現に効力を有する基本選挙人名

簿及び補充選挙人名簿又はこれらの抄本の閲覧を

求めることができる。

第二十七条の見出し中「縦覧」を「縦覧等」に改

め、同条第二項を次のように改める。

2 市町村の選挙管理委員会は、あらかじめ補充

選挙人名簿の縦覧の場所を告示しなければなら

ない。

第二十七条第三項中「調製、縦覧、異議の申出

に対する決定及び確定に関する期日及び期間並び

に申請の期間及び方法等は、政令で定めるところ

により」を「調製の期間並びに縦覧、異議の申出に

対する決定及び確定に関する期日及び期間等は」

に改める。

第百二十二条の見出しを「同時選挙の場合の補

充選挙人名簿)」に改め、同条に次の一項を加え

る。

2 第百十九条(選挙の同時施行)第一項又は第二

項の規定により同時に選挙を行なう場合におい

ては、補充選挙人名簿については、選挙の期日

がさきに告示された選挙につき調製された補充

選挙人名簿によるものとする。

第百四十条の二第一項中「衆議院議員及び都道

府県知事の選挙において午前九時から午後五時ま

での間に限り、参議院議員の選挙において午前七

時から午後八時までの間に限り」を「衆議院議員、

参議院議員及び都道府県知事の選挙において午前

七時から午後八時までの間に限り」に改める。

第二十一条の二第一項中「衆議院議員及び都

道府県知事の選挙については午前九時から午後五

時までの間に限り、参議院議員の選挙については

午前七時から午後八時までの間に限り」を「衆議院

議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙につい

ては午前七時から午後八時までの間に限り」に改

める。

第二百七十条の二に次のただし書を加える。

ただし、第二十六条第二項(補充選挙人名簿

の登録の申出)の規定による登録の申出及び同

条第六項(選挙人名簿の閲覧)の規定による閲覧

の請求は、当該市町村の選挙管理委員会の職員

につき定められている執務時間内にしなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

だし、第二十六条、第二十七条、第百二十二条

及び第二百七十条の二の改正規定は、昭和四十

年五月一日から施行する。

(適用区分)

第二条 この法律による改正後の公職選挙法第百

四十条の二及び第二百一一条の十二の規定は、こ

の附則に特別の定めがあるものを除くほか、衆

議院議員の選挙についてはこの法律の施行の日

(以下「施行日」という。)以後はじめて行なわれ

る総選挙から、参議院議員の選挙については施

行日以後はじめて行なわれる通常選挙から、都

道府県知事の選挙については施行日から起算し

て一月を経過した日から適用する。

2 施行日以後はじめて行なわれる衆議院議員の

総選挙の期日の公示の日の前日までにその選挙

の期日を告示された衆議院議員の選挙、施行日

以後はじめて行なわれる参議院議員の通常選挙

の期日の公示の日の前日までにその選挙の期日

を告示された参議院議員の選挙及び施行日から

起算して一月を経過した日の前日までにその選

挙の期日を告示された都道府県知事の選挙につ

いては、なお、この法律による改正前の公職選

挙法の規定(第二十六条、第二十七条、第百二

十二条及び第二百七十条の二の規定を除く)の

例による。

(補充選挙人名簿に関する経過措置)

第三条 昭和四十年四月三十日までにその選挙の

期日を公示又は告示された選挙については、こ

の法律による改正後の公職選挙法第二十六条、

第二十七条、第百二十二条及び第二百七十条の

二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律による改正前の公職選挙法の規定に

より調製された補充選挙人名簿は、この法律に

よる改正後の同法第二十六条、第二十七条及び

第百二十二条の規定にかかわらず、昭和四十年

五月一日以後においても、なおその効力を有す

る。

第二類第二号

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第六号

昭和四十年四月六日

第一

る。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の適用前にした行為及び附則第  
二条第二項の規定によりこの法律による改正前  
の公職選挙法の規定(第二十六条、第二十七条、  
第二百二十二条及び第二百七十条の二の規定を除  
く。)の例により行なわれる選挙に関してこの法  
律の適用後にした行為に対する罰則の適用につ  
いては、なお従前の例による。

理由

補充選挙人名簿の登録手続等の合理化を図ると  
ともに、連呼行為ができる時間の統一を図る等の  
必要がある。これが、この法律案を提出する理由  
である。

○中村委員長 ます、提案者から趣旨の説明を求  
めます。鈴木善幸君。

○鈴木(善)議員 たいだいま議題となりました公職  
選挙法の一部を改正する法律案につきまして、私  
は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党を代  
表して、その提案理由及びその内容の概略を御説  
明申し上げます。

御承知のとおり、昨年七月十日に公職選挙法の  
一部が改正され、衆議院選挙または参議院選挙に  
つきましては、それぞれ次の総選挙または次の通  
常選挙から実施することとされたのであります。こ  
れが、これが制度面及び運用面についてさらに検討  
を加えました結果、さしあたり改正を行なうこと  
が適当であると認められる事項を取りまとめ、公  
職選挙法の一部を改正する法律案として、今日提  
出することとした次第であります。

以下、そのおもな内容について概略御説明いた  
します。

第一は、補充選挙人名簿の登録手続及び調製手  
続の合理化をはかるため、補充選挙人名簿は、選  
挙期日の公示または告示の前日までに登録の申し  
出をした者について調製することとし、選挙期日  
の公示または告示後に登録の申請ができる制度を

廃止することとしたのであります。

また、登録の申し出をするにあたり、必要があ  
る場合には、現に努力を有する選挙人名簿または  
その抄本の閲覧を求めることができることとした  
したのであります。

なお、右に伴い、登録の申し出及び選挙人名簿  
等の閲覧の請求は、市町村の選挙管理委員会の職  
員の執務時間内にしなければならないこととした  
したのであります。

第二は、運行中の選挙運動用自動車または船舶  
の上において選挙運動のための連呼行為をすること  
ができる時間が、衆議院選挙及び知事選挙の  
場合と参議院選挙の場合とで相違しておりますの  
で、これを統一して、一律に午前七時から午後八  
時までの間に限ることとしたのであります。

また、運行中の確認団体の自動車の上において  
政治活動のための連呼行為をすることができるよう  
間についても、右の場合と同様に統一することと  
いたしましたのであります。

以上がこの法律案の要旨であります。何とぞす  
みやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。  
(拍手)

○中村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。  
これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。  
島上善五郎君。

○島上委員 たいだいま提案されました一部改正に  
関しましてお伺いします。

選挙人名簿の調製については従来もいろいろ意  
見があり、検討されてきたところであります。こ  
れは永久名簿にしてはどうかという点、それか  
らもう一つは基本名簿を作成する際も補充名簿を  
作成する際も住民登録と完全に一致させるように  
してはどうか、こういうような意見が従来強く  
あったのであります。そういう点に対して提案  
者はどのようにお考えになっていられるか。これ  
は簡単でよろしいですから、各党からひとつ御意  
見を伺わしていただきたいと思ひます。

○鈴木(善)議員 たいだいまの島上委員の御質問、  
御意見にありましたように、住民登録と選挙権の  
登録というものは常に一致させることが必要であ  
り、また、処理上におきましてもそういう観点で  
処理されるようにカード式等を採用することが合  
理的である、このように考えるわけでありませ  
ん。私どもは、すみやかに政府の関係各部署にお  
いてこの問題を検討されまして、合理的な手続がで  
きるようすみやかに処理すべきである、かように  
考えております。

○山中(日)議員 たいだいま鈴木委員からお話を  
ありましたように、私どもやはり同一の考えを  
持つております。いろいろ自治省のほうにもお聞  
きいたしましたのでありますけれども、昨年度から住  
民合帳制度合理化調査会というものがございま  
して、その方面においてもやはりこれに関連して  
いろいろ調査を進めているというふうなことも聞  
いておりますが、私どももこういう機関をさらに  
活用したいと思います。進めて、政府等からも強く  
こういう調査会にそういう方向を打ち出してい  
たいて、ぜひそういう方向に持っていきたい、  
こういうふうにご考慮を願ひたいと思ひます。

○山下議員 島上さんの質問の要旨のようにわれ  
われも考えておるわけですが、大体民主国家完成  
のためには民主政治が確立せなければならぬ、  
そのためには選挙がその基礎をなすものでありま  
すから、有権者というものが全員投票でき得るよ  
うな体制をつくるのが選挙法としては一番好ま  
しい姿であると考えておるのであります。ところが  
が、最近あります補充選挙人名簿等につきまして  
はきわめて複雑であります。これのどきましたそ  
もも、いま申し上げるような趣旨に基づいて、  
戦後引き揚げ者等々の便宜のためにこういう  
便法が講ぜられてまいったと思つておるのであり  
ます。その後われわれも、これは何らかのかつこ  
うで調整をして、あるいはいよいよ住民登録をし  
ておる住居並びに本籍あるいは居留等と合致せし  
めるような方策をとることが一番好ましい姿では  
ないか、こう考えておるのであります。しかしな

がら、御承知のとおり住民登録は厚生省、法務省  
の関係があり、あるいは市町村役場の行政上の関  
係等もありまして、一挙にそこまでできませんの  
で、漸次これを正常な姿に持つていくためには、  
この程度の改正をさしあたり行なうべきではな  
らうか、かように考えて提案を申し上げたような  
次第でございます。

○堀委員 ちよつと関連して。いまの山下委員の  
お答えは、この法案については私どもさうだと思  
うのですが、島上委員の質問の趣旨であること  
の住民登録と選挙の登録と同一にあらしめたい  
という点は、これは可及的すみやかにやるべき問  
題であつて、それが事務的なりいろいろな問題が  
あつて障害があるならば、その障害をやはりここ  
で明らかにしていながら、各省がそのセクトに  
とられることなく、可及的すみやかにやること  
がきわめて必要だ、当面この改正案が必要であり  
ますが、同時に、可及的すみやかにこの問題は要  
請をされておる、こういうふうに思ひますが、  
ちよつと山下委員の御答弁がその点はつきりして  
おりませんでしたから、あわせてひとつ御答弁を  
いただきたい。

○山下議員 お説のとおりできるだけすみやか  
に、いま申し上げたように合致するようにしたい  
というのがわれわれの希望であります。しかし、  
御承知のとおりまだそこまで用意が整つていな  
かつた、こういうのが今回の提案の趣旨でござ  
います。

○島上委員 それでは自治省に、これはどなたが  
適当か私よくわかりませんが、所管の方からの御  
答弁でけっこうです。昭和三十七年五月の法改正  
で、公職選挙法の附則にこういうことが改正され  
たのであります。附則七項に、「選挙人名簿につ  
いては、住民登録法(昭和二十六年法律第二百十  
八号)第三条の住民票に基づきこれを調製し、毎  
年定時に及び選挙を行なう場合においてはそのつ  
ど、これに登録されていない者を登録する制度を  
すみやかに実施しなければならぬ。」という改正  
正がされたわけですが、それ以来もすでに満三





この届け出の際には、以前にどこに住んでいて、今度どこに移転したということを立証するに足る書類の添付が必要とされていよいよです。ただ本人が行って、こちらに引越してきました、届け出の年月日と、届け出人またはその代理人がこれに署名して、判を押すということだけで足りるようになっておりますから、これでは、もしやろうとすれば、虚偽の届け出でも二重の届け出でも登録できるではないかと思うのです。そうしてこれに対する「五万円以下の罰金に処する」という処罰の規定はありますけれども、事実上反することを疑うに足りる相当な理由があるときは調査するといつても、町村などで人口の比較的少ないところは、それはわりに調査も可能かも知れませんが、大都市のようなところでは、この提出書類だけでは「事実上反することを疑うに足りる」といふ、その疑うということがなかなかむずかしいと思ふのです。疑うに足りる理由がなければ調査もできないわけですから、こうなると、二重の登録、不正の登録をすることが少なくともできる。そういう法的な欠点がある、こう私はいまちよつとこれを見て感じたのですが、いかがでしょうか。

○星説明員 実際の運用の面におきまして、転入する際には前住所からの住民票の写しをつけて、そして転入届けをさせるというような運用を指導しておりますので、御心配のようなことは比較的にないのじゃないかと存じますけれども、ただ届け出制度をとっておりますので、本人が届け出た場合は、市町村はその場ですぐ実態調査をするわけにいきませんので、一応それを受理して、住民票をつくるという点は事実でございますから、あとの調査までの時間なりあるいは前住所地への通知で符号しないという通知がくるまでの間、時間的には若干の、事実上合わないことを本人がやろうと思えば、そういうことができる余地は確かでございます。それを防ぐ方法といつたしましては、ちよつとどうも適切な方法というのが見当たらないように思ひますけれども。

○島上委員 いまはこの住民登録を二重にしてもあるいは虚偽の届け出をして登録しても、そのことのために利害関係や権利関係にそうたいして影響するということがないから、故意にやる人もなからうと思ふのです。私が何っておるのは、これが基礎になつて選挙人名簿を調製するということになつた際には、あるいはそうする際には、これは不十分ではないか、これでは虚偽の登録もあるいは二重登録もやろうと思へばできる抜け穴があるから、住民登録を基礎にして選挙人名簿を調製する際にはこれでは不十分ではないか、こういうことを何つてゐるわけですか。

○星説明員 住民登録だけで選挙人名簿がすでに完全であるといふことはあるいは申し上げにくいかも知れませんが、住民登録とそれから選挙人名簿の調製の際における調査と両方相まらなければ正確なものになるのじゃないかと思ひます。かりに選挙人名簿を調製するほうで住民登録を無視し、全然問題にしないで、その独自の調査だけでやるということではやはり不足点があると思ひますので、両々相まらなければ選挙人名簿の正確度をより高めることができるのじゃないかと私は存じます。

○島上委員 これで質問を終わりますが、それはそれでよろしい。いまやつてゐるよう、住民登録を参考にしてその上にさらに調査をする。あるいは補充名簿の申し出を受け付けるというよりなことやつておれば完べきを期することができそうです。住民登録のほうでも調査をし、こつちでも調査をするわけですから、できますが、私たちがいま考へておるのは、住民登録が一〇〇%完全なものであるわけにいかなくても、九五%以上完全なものであれば、それだけを根拠にして選挙人名簿をつくつて、永久名簿式の名簿をつくつてもよいことにならぬのではないかと。むしろそのほうがよくはないかということを考へておるために、そうするにはこの法律ではまだ不完全であるように私は思ひます。先ほどの答弁によつても、ある時間ではそれをやろうと思へばやれるし、完全に防

ぐ手はないということでしたが、もし住民登録と完全に一致させる、住民登録だけを基礎にして選挙人名簿を調製するということをしたといたしますれば、そういう時間的にもせよ何にしても、二重に登録したり虚偽の登録をしたりすることは、絶対なくするといふことはあるいはむずかしいかも知れませんが、最小限度に防止する方途は、法改正の点でも講じなければならぬといふふうに私は思ひます。別にこれは特に答弁は要りませんが、これは今後私たちそういう改正をするまでに検討を深めていかなければならぬと思ひます。

それから、これも別に答弁は要りませんが、さつき長野局長から御答弁がありました。どうも少しはつきりしないよう、これは希望しておきますが、せつかく附則に、先ほど私が説き上げたように、住民登録に基づいて選挙人名簿の調製の際にも、補充登録をする際にも、これに基づいて登録する制度をすみやかに実施しなければならぬ、こういうふうになつておりますから、そのような制度を実施するための準備なり行政指導なりをもつとごちんとやつてもらつて、早急にそういう制度が実施できるようにお願いしたいと思ひます。

○中村委員長 次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。  
午前十一時四十五分散会

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第四号中正誤	公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第五号中正誤
一 二 三 君 三名 正 二 三 八 あります 二 四 三 特別法 特別法 八 一 八 染野公述人 染野参考人 八 二 八 宮島公述人 宮島参考人 二 三 二 大臣大蔵 大蔵大臣	一 二 三 君 三名 正 二 三 八 あります 二 四 三 特別法 特別法 八 一 八 染野公述人 染野参考人 八 二 八 宮島公述人 宮島参考人 二 三 二 大臣大蔵 大蔵大臣
べ 段行 誤 二 一 三 全く全じ	べ 段行 誤 二 一 三 全く全じ



第二類第二号

公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第六号

昭和四十年四月六日

昭和四十年四月九日印刷

昭和四十年四月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局